



理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかった場合は当該職業訓練を受けなかった期間については、支給しない。

2・3 省略

(訓練手当の申請及び認定等)

第9条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を当該職業訓練を行う施設の長(当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。)を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、特定求職者支援法第4条第1項の認定を受けた者の行う職業訓練を受ける求職者にあつては、当該職業訓練を行う施設の長を経由することを要せず、職場適応訓練を受ける求職者にあつては、基本手当、受講手当及び寄宿手当に係る認定申請書に代えて、愛媛県職場適応訓練委託規則(昭和39年愛媛県規則第3号。以下「委託規則」という。)第4条第1項に規定する職場適応訓練申込書を提出することができる。

2 省略

3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、すみやかに、当該職業訓練を行なう施設の長を経由して、知事に届け出るとともに受給資格認定書を提出しなければならない。ただし、特定求職者支援法第4条第1項の認定を受けた者の行う職業訓練を受ける支給対象者にあつては、当該職業訓練を行う施設の長を経由することを要しない。

4・5 省略

様式第3号(第10条関係) 訓練手当支給申請書

様式第3号(その1) (公共職業能力開発施設の実施を行う職業訓練の場合)

省略
愛媛県知事 様
省略
省略

(注意) 1 省略

2 ⑤欄は、②欄から④欄までの日についての具体的な事情その他必要な事項を記入してください。

理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかった場合は当該職業訓練を受けなかった期間については、支給しない。

2・3 省略

(訓練手当の申請及び認定等)

第9条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を当該職業訓練を行う施設の長(当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。)を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、  
  
、職場適応訓練を受ける求職者にあつては、基本手当、受講手当及び寄宿手当に係る認定申請書に代えて、愛媛県職場適応訓練委託規則(昭和39年愛媛県規則第3号。以下「委託規則」という。)第4条第1項に規定する職場適応訓練申込書を提出することができる。

2 省略

3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、すみやかに、当該職業訓練を行なう施設の長を経由して、知事に届け出るとともに受給資格認定書を提出しなければならない。

4・5 省略

様式第3号(第10条関係)

省略
愛媛県知事様
省略
省略

(注意) 1 省略

2 ⑤欄は、②欄から④欄までの日についての具体的な事情その他必要な事項を記入して下さい。

様式第3号(その1)の次に次のように加える。

訓練手当支給申請書( 年 月分)

年 月 日

愛媛県知事 様  
次のとおり訓練手当の支給を申請します。

① 氏名印	② 訓練が行われなかった日		④ 家族と別居し て寄宿してい ない日	⑤ 備 考	基本手当			技能習得手当			寄 宿 手 当		合 計 金 額
	③ 訓練を受けなかった日				日 数	日 額	月 額	受 講 手 当		通 所 手 当	日 数	月 額	
	疾病、負傷そ の他やむを得 ない理由によ る場合	やむを得ない 理由がない場 合						日 額	月 額				

下記の記載事項に誤りのないことを証明する。  
年 月 日

訓練を行う施設の所在地  
(訓練を行う施設の長の職氏名) 印

右のカレンダーに該当する印を付してください。

- (1) 職業訓練が行われなかった日 = 印(取消線)
- (2) 職業訓練を受けなかった日 × 印

年 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

特 記 事 項

- (注意) 1 欄から 欄までは、該当する日を記入してください。
- 2 欄は、 欄から 欄までの日についての具体的事情その他必要な事項を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1187号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500309	特定非営利活動法人ベルクリン	東温市野田2丁目8番地4	岡 本 五十鈴	就労継続支援A型	障害者就労継続支援事業所ハートフル	東温市南方1888-3	平成24年 8月28日

○愛媛県告示第1188号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700132	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	水 上 由 起	居宅介護	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成24年 4月1日
3810700132	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	水 上 由 起	重度訪問介護	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成24年 4月1日
3814000059	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	尾 崎 利 男	居宅介護	愛南町社協御荘居宅介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	平成24年 8月31日
3814000059	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	尾 崎 利 男	重度訪問介護	愛南町社協御荘居宅介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	平成24年 8月31日
3814000117	有限会社愛ミング・ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘菊川283	森 下 淳 一	居宅介護	愛ミング・ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城658-1	平成24年 8月31日
3814000117	有限会社愛ミング・ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘菊川283	森 下 淳 一	重度訪問介護	愛ミング・ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城658-1	平成24年 8月31日

○愛媛県告示第1189号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、次のように玉津港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を南予地方局建設部及び宇和島市役所建設部において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

玉津港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 臨港地区の名称  
玉津港臨港地区
- 2 臨港地区の区域の案  
宇和島市吉田町の一部

○愛媛県告示第1190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松山広域都市計画区域

○愛媛県告示第1191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画汚物処理場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画臨港地区（吉田臨港地区）の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画臨港地区（岩松臨港地区）の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市杣田字井屋ノ谷甲671番7から 同市杣田字井屋ノ谷甲671番8まで	旧	メートル 9.2～13.4	キロメートル 0.016	
			新	13.4～14.0	0.016	

○愛媛県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市杣田字井屋ノ谷甲671番7から 同市杣田字井屋ノ谷甲671番8まで	平成24年9月28日

○愛媛県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町棕名147番3から 同市吉海町棕名147番4まで	旧	メートル 9.0～27.8	キロメートル 0.027	
			新	9.5～27.8	0.027	

西条市周布土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年9月28日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山内 隆	西条市石田529番地
"	一色 司	西条市吉田347番地13

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸田 清隆	西条市石田758番地

## ○愛媛県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大島環状線	今治市吉海町椋名147番3から 同市吉海町椋名147番4まで	平成24年9月28日

## ○愛媛県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削1000番2から 同町弓削下弓削999番まで	旧	メートル 3.7~11.2	キロメートル 0.054	
			新	7.1~24.0	0.054	

## ○愛媛県告示第1200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削1000番2から 同町弓削下弓削999番まで	平成24年9月28日

## ○愛媛県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	桜井山路線	今治市片山4丁目13番1地先から 同市片山3丁目119番5まで	平成24年9月28日

## ○愛媛県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	玉川菊間線	今治市菊間町河之内1037番2から 同町河之内1032番2まで	平成24年9月28日

○愛媛県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年9月28日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	松村 一博	松山市高岡町611番地

○愛媛県告示第1204号

東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事

業（かんがい排水・西組地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 東温市松瀬川土地改良区土地改良事業（かんがい排水・西組地区）計画書の写し

(2) 東温市松瀬川土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年10月1日から10月29日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	松山市余戸西一丁目4118番地から 同市余戸西一丁目1927番地1まで	旧	メートル 4.5～10.1	キロメートル 0.145	
			新	12.4～21.8	0.145	

○愛媛県告示第1206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年9月28日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第24号 平成24年9月18日	伊予市米湊字大角蔵1538番、1539番1	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡 代表取締役 亀岡 英文

○愛媛県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦1837番3から 同町中浦1833番5まで	旧	メートル 15.2～24.6	キロメートル 0.044	
			新	16.4～53.0	0.045	

○愛媛県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦1837番3から 同町中浦1833番5まで	平成24年 9月28日

○愛媛県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市五郎甲450番4から 同市五郎乙23番3まで 及 び 大洲市五郎甲450番4から 同市五郎甲2520番2まで	旧	メートル 5.5～23.4 及び 8.5～15.0	キロメートル 2.111 及び 2.049	
			新	5.5～35.0 及び 18.7～83.8	2.111 及び 2.049	

○愛媛県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1294番3地先から 同町野井川1291番地先まで	旧	メートル 2.8～7.0	キロメートル 0.145	
			新	2.8～7.0	0.145	
		同町野井川1291番3から 同町野井川1291番まで	6.0～22.0	0.123		

○愛媛県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1288番地先	旧	メートル 4.2～4.3	キロメートル 0.010	
		同町野井川1283番3	新	13.0～38.8	0.010	

○愛媛県告示第1212号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター中央装置一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成24年 9月 4日	三井住友ファイナンス&リース株式会社四国営業部 香川県高松市古新町2番地3	146,769円 (月額)	一般競争入札	平成24年 7月20日

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成24年 9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成23年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で556人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	林業	水産	化学	児童自立支援専門員	薬剤師	獣医師	保育士	臨床検査技師	作業療法士	保健師	看護師	合計
男性	22	3	3	1	0	1	2	0	1	4	0	0	1	1	1	40
女性	11	1	0	0	1	0	0	1	1	2	1	2	1	2	4	27
合計	33	4	3	1	1	1	2	1	2	6	1	2	2	3	5	67

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	臨床検査技師	言語聴覚士	作業療法士	臨床工学技士	看護師	合計
男性	24	1	0	1	1	1	0	14	42
女性	10	0	1	1	0	0	1	82	95
合計	34	1	1	2	1	1	1	96	137

割愛採用者は除いている。

## (ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	学芸員	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	栄養教諭	実習助手	合計
男性	0	43	32	0	6	1	5	87
女性	1	70	34	20	9	8	0	142
合計	1	113	66	20	15	9	5	229

割愛採用者は除いている。

## (エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	鑑識(機械)	警察事務	合計
男性	94	4	1	1	100
女性	18	0	0	5	23
合計	112	4	1	6	123

## イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成23年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて780人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	122	11	227	93	453
定 年 前 退 職	31	111	154	31	327
合 計	153	122	381	124	780

割愛退職者は除いている。

## ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成21年度に再任用された職員については3回、平成22年度以降については4回に限り任期を更新することができます。平成23年度における新規再任用者数は98人、任期更新者数は156人、離職者数は70人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	43	6	0	45	4	98
任期更新者数	55	6	1	87	7	156
離職者数	15	2	1	46	6	70

## エ 職員数の状況

平成23年及び平成24年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成24年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

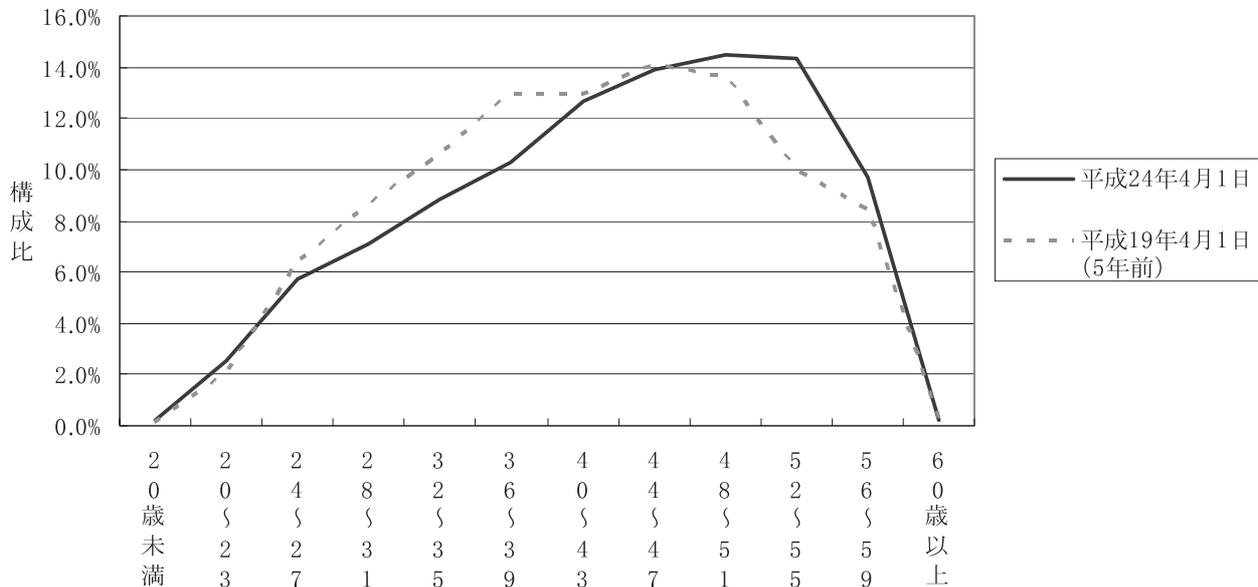
(ア) 部門別職員数の状況と平成24年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
一般 行政 部門	議 会	32	30	2	事務処理体制の効率化
	総務企画	616	612	4	原子力安全対策の強化、事務処理体制の効率化
	税 務	204	192	12	事務処理体制の効率化
	民 生	352	351	1	市町への権限移譲に伴う減
	衛 生	483	474	9	事務処理体制の効率化
	労 働	87	85	2	事務処理体制の効率化
	農林水産	1,050	1,039	11	事務処理体制の効率化
	商 工	191	195	4	営業機能の強化、えひめ南予いやし博2012の実施体制の整備
	土 木	846	817	29	事務処理体制の効率化
	小 計	3,861 [ 99 ]	3,795 [ 122 ]	66 [ 23 ]	
特別 行政 部門	教 育	12,707	12,532	175	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,776	2,797	21	警察官の増
	小 計	15,483 [ 143 ]	15,329 [ 151 ]	154 [ 8 ]	
公営 企業 部門	小 計	2,002 [ 12 ]	1,997 [ 12 ]	5 [ 0 ]	発電業務の遠隔操作(機械化)に伴う減
合計		21,346 [ 254 ]	21,121 [ 285 ]	225 [ 31 ]	
(条例定数)		(22,084)	(22,029)	( 55 )	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。  
 2 [ ]内は、再任用職員の数であり、外書きです。  
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。  
 4 一般行政部門には、知事の事務部局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～23歳	24歳 ～27歳	28歳 ～31歳	32歳 ～35歳	36歳 ～39歳	40歳 ～43歳	44歳 ～47歳	48歳 ～51歳	52歳 ～55歳	56歳 ～59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	39	531	1,210	1,502	1,865	2,172	2,682	2,938	3,065	3,024	2,050	43	21,121
構成比	0.2%	2.5%	5.7%	7.1%	8.9%	10.3%	12.7%	13.9%	14.5%	14.3%	9.7%	0.2%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標(数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成24年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数(3,861人)を160人程度(4%)削減(第五次定員適正化計画)。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 第五次定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	職員数	平成23年 (計画前年)	平成24年 (1年目)	平成25年 (2年目)	平成26年 (3年目)	平成27年 (4年目)	平成24～27年 計	(参考) 数値目標
		一般行政部門	3,861	3,795				
教育部門	12,707	12,532					175	
警察部門	2,776	2,797					21	
公営企業部門	2,002	1,997					5	
計	21,346	21,121					225	

注1 計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間です。  
 2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況(普通会計決算)

人件費には、一般職の職員(警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。)に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成23年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳 出 額 ( A )	実 質 収 支	人 件 費 ( B )	人件費率 ( B / A )	平成22年度 の人件費率
平成23年度	1,441,291 人	612,638,630 千円	2,340,150 千円	178,583,069 千円	29.1 %	28.7 %

(イ) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

平成24年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 ( B )	
平成24年度	19,572 人 (105)	87,188,187 千円	14,108,121 千円	31,694,109 千円	132,990,417 千円	6,795 千円

- 注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。
- 2 職員数は、平成24年度当初予算に計上された数値であり、平成24年4月1日現在の実職員数とは一致しません。
- 3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

なお、平成24年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

特別職

区分	給料	期末手当
知 事	25 / 100	減額後の給料の月額による額
副知事	15 / 100	
教育長、管理者、常勤監査委員	12 / 100	

一般職員

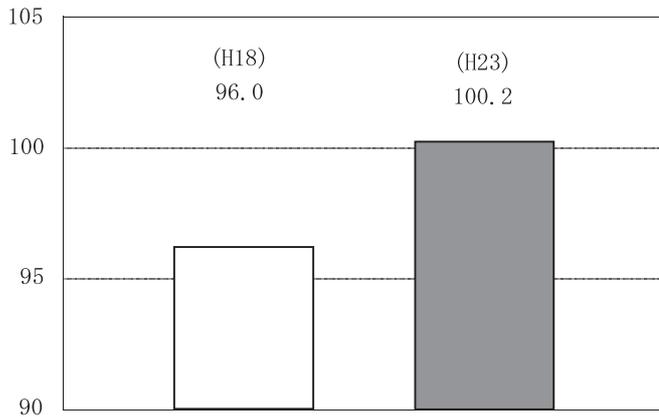
区分	給料
特定幹部職員	1 / 100
管理職員	0.5 / 100
一般職員	-

(エ) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成23年度におけるラスパイレス指数は、100.2です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大18%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が71.3% (23年4月1日現在)であるのに対し、県職員は0.3% (24年4月1日現在)となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

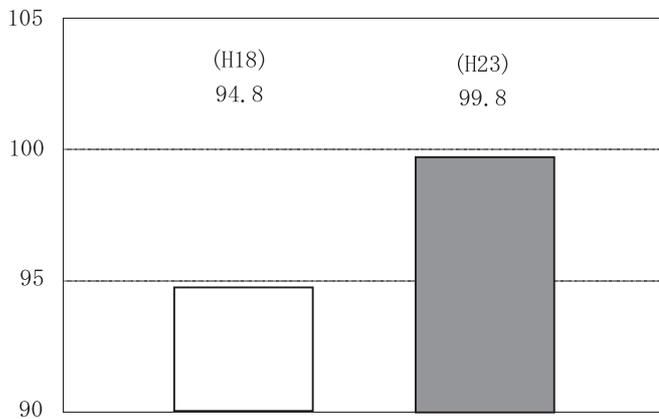


本県では、平成18年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職3.5～8%）を実施

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数がありますが、本県の平成23年度におけるパーシェ指数は、99.8です。

ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



本県では、平成18年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職3.5～8%）を実施

## イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成24年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員1,997人及び再任用短時間勤務職員105人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、19,123人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）4,029人（21.1パーセント）、技能労務職295人（1.5パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職3,349人（17.5パーセント）、中学校・小学校教育職8,134人（42.5パーセント）及び公安職2,415人（12.6パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	44.9歳	353,414円	448,806円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	49.2歳	343,258円	386,786円
うち 用務員	48.5歳	336,593円	383,329円
うち 自動車運転手	52.5歳	364,055円	413,651円
うち 学校給食員	47.4歳	328,793円	359,976円

c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.0歳	378,842円	430,403円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	45.2歳	385,332円	422,465円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	39.0歳	324,971円	427,669円

注1 平均給料月額とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

平成24年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分	愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	総合職(大卒) 181,200円 一般職(大卒) 172,200円
	高校卒	一般職(高卒) 140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	-
	中学卒	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	-
公 安 職	大学卒	203,100円
	高校卒	161,500円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

平成24年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	311,709円	365,944円
	高校卒	266,630円	307,250円

技能労務職	高校卒	-	251,778円	277,990円
高等学校教育職	大学卒	310,393円	364,546円	402,675円
中学校・小学校教育職	大学卒	301,058円	356,527円	395,480円
公安職	大学卒	283,146円	354,950円	394,725円
	高校卒	245,290円	302,804円	367,308円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

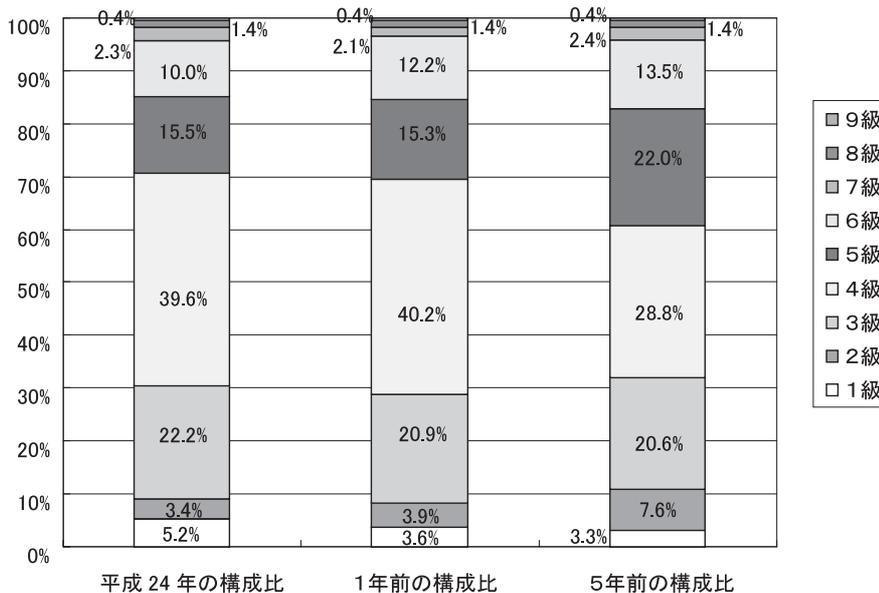
一般行政職の級別職員数の状況（平成24年 4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

平成24年 4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	212人	5.2%
2級	主事・技師	138人	3.4%
3級	主任・係長	893人	22.2%
4級	専門員	1,596人	39.6%
5級	課長補佐・主幹	623人	15.5%
6級	課長	404人	10.0%
7級	参事	92人	2.3%
8級	局長	55人	1.4%
9級	部長	16人	0.4%
計		4,029人	100.0%

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成23年度普通会計決算ベースの額です。

### (ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成23年度決算）			-		
1,552千円					
（平成23年度支給割合）			（平成23年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.35 月分		2.6 月分	1.35 月分	
（1.45）月分	（0.65）月分		（1.45）月分	（0.65）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

### (イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	2,917千円	27,146千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成23年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

### (ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支給実績（平成23年度決算）		48,240千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		861,429円		
区 分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		15%	23人	15%
医師以外	東京都（特別区）	18%	22人	18%
	大阪府（大阪市）	15%	6人	15%
	宮城県（仙台市）	4.5%	4人	6%

注 支給対象職員数は、平成24年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成24年 4月 1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績 (平成23年度決算)		1 225 021千円	
支給職員 1人当たり平均支給額 (平成23年度決算)		105 405円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		60.1%	
手当の種類 (手当数)		55	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	日額 820円、1 480円、2 220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り( の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円

被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質（サリン等）の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	日額 730円 （BSE検査：810円加算）

潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業 本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた地域において行う作業 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業	日額 20,000円又は5,000円 屋外作業 日額10,000円 屋内作業 日額2,000円 屋外作業 日額5,000円 屋内作業 日額1,000円 日額 2,500円
	東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	日額 480円 日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円

兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	日額 6,400円 日額 6,000円 日額 3,400円 日額 3,400円 日額 2,400円 日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成23年度決算額）	2,953,214千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	171千円
支給実績（平成22年度決算額）	2,928,172千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	169千円

(カ) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外 6,500円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</li> </ul> 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	千円 2,453,666	円 248,649

住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額)	同	-	千円 1,410,174	円 124,728
		【持家居住者】 3,500円	異	国支給なし		
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：410,900円	同	-	千円 70,535	円 1,469,479
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,661,216	円 108,364
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴い単身で生活すること となった職員に対して支給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて 6,000 ~ 45,000円	同	-	千円 168,134	円 298,110
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	千円 1,380,486	円 662,104
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 35,783	円 241,777
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 178,037	円 285,774
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 34,604	円 317,468
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 110,440	円 311,977
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：15,900円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 800,898	円 68,930
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 52,195	円 257,118
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 445,159	円 236,159
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて4,000円 ~ 12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 26,125	円 237,500
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 143,080	円 174,063
休 日 給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 574,241	円 303,831

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	990,000円（1,320,000円）
	副 知 事	858,500円（1,010,000円）
報 酬	議 長	873,000円（970,000円）
	副 議 長	783,000円（870,000円）
	議 員	738,000円（820,000円）
期 末 手 当	知 事	（平成23年度支給割合）
	副 知 事	2.95月分
	議 長	（平成23年度支給割合）
	副 議 長 議 員	2.95月分
退 職 手 当	知 事	（算定方式） （支給時期） 132万円×在職月数×0.6（任期毎）
	副 知 事	101万円×在職月数×0.45（"）

注 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成19年愛媛県条例第37号）に基づき、それぞれ知事25%、副知事15%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来58年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2機）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所（9機）において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

### a 職員給与費の状況

#### (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 2,044,729	千円 259,778	千円 409,781	% 20.0	% 19.9

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

#### (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成24年度	人 63 (1)	千円 283,905	千円 68,112	千円 132,713	千円 484,730	千円 7,694

注1 職員数及び給与費は、平成24年度当初予算に計上された数値であり、平成24年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年 4月 1日現在）

県営電気事業に従事する平成24年 4月 1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員 1人を含まない。）は、55人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県公営企業 （電気事業）	43歳 3月	364,781円	472,291円 (588,718円)

注 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（ ）内の金額は、期末・勤労手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤労手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,678千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,552千円	
（平成23年度支給割合）		（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤労手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤労手当 1.35 月分 (0.65) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注 1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤労手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤労手当1.75月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成24年 4月 1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた 8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円 26,923千円			その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた 8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,917千円 27,146千円		

注 1 1人当たり平均支給額は、平成23年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成24年 4月 1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成24年 4月 1日現在）

支給総額（平成23年度決算）	76千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	3,032円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	46.3%
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	47,402千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	1,077千円
支給実績（平成22年度決算）	42,952千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	954千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成24年 4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,280	円 245,217
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,241	円 121,888
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,744	円 68,592
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 972	円 324,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,168	円 716,809
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 96	円 96,128
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 12	円 12,000
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 3,728	円 232,998

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来48年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 ( A )	純損益又は 実質収支	職員給与費 ( B )	総費用に占める職員 給与費比率 ( B / A )	平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 1,172,939	千円 268,600	千円 175,137	% 14.9	% 14.6

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 ( B )	
平成24年度	人 27 ( 2 )	千円 123,376	千円 31,873	千円 47,274	千円 202,523	千円 7,501

注1 職員数及び給与費は、平成24年度当初予算に計上された数値であり、平成24年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成24年4月1日現在)

県営工業用水道事業に従事する平成24年4月1日現在の職員数 (再任用短時間勤務職員3人を含まない。)は、23人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	45歳8月	384,658円	440,152円 (562,962円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業 (工業用水道事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,688千円		1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,552千円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員 (局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成24年 4月 1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23 5 月分	30 55 月分	勤続20年	23 5 月分	30 55 月分
勤続25年	33 5 月分	41 34 月分	勤続25年	33 5 月分	41 34 月分
勤続35年	47 5 月分	59 28 月分	勤続35年	47 5 月分	59 28 月分
最高限度額	59 28 月分	59 28 月分	最高限度額	59 28 月分	59 28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,917千円	27,146千円

注 1人当たり平均支給額は、平成23年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成24年 4月 1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成24年 4月 1日現在）

支給総額（平成23年度決算）				115千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）				6,378円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）				75.0%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	8,365千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	492千円
支給実績（平成22年度決算）	9,899千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	550千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成24年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,153	円 245,357
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,868	円 93,390
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,632	円 202,433
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,357	円 271,400
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,864	円 644,052
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 76	円 15,120
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6	円 6,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 1,415	円 176,907

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来55年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,722床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 36,705,173	千円 1,528,119	千円 14,362,098	% 39.1	% 38.0

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成24年度	人 1,946 (13)	千円 7,763,564	千円 4,111,781	千円 2,877,319	千円 14,752,664	千円 7,581

注1 職員数及び給与費は、平成24年度当初予算に計上された数値であり、平成24年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年 4月 1日現在）

県営病院事業に従事する平成24年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員8人を含まない。）は、1,919人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	44歳 8 月	582,331円	1,239,568円 (1,401,381円)
看 護 師	37歳 9 月	307,199円	391,088円 (490,177円)
事務職員	45歳 8 月	378,901円	548,333円 (669,612円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤奨手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤奨手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成23年度）		1人当たり平均支給額（平成23年度）	
1,413千円		1,552千円	
（平成23年度支給割合）		（平成23年度支給割合）	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤奨手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤奨手当1.75月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成24年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
医 師	1,401千円	34,712千円		2,917千円	27,146千円
看護師	2,084千円	24,965千円			
その他	4,290千円	22,024千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成23年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当（平成24年 4月 1日現在）

支 給 総 額（平成23年度決算）		241,678千円		
支給対象職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		875,646円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		15%	263人	15%

注 支給対象職員数は、平成24年 4月 1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当（平成24年 4月 1日現在）

支給総額（平成23年度決算）		429,105千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		288,765円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		75.0%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	1回 20,000円又は5,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,644,293千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	894千円
支給実績（平成22年度決算）	1,651,657千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	901千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成24年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 165,460	円 216,855
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 223,749	円 184,459
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 115,818	円 86,690
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,878	円 315,120
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 54,067	円 965,488
初 任 給 調 整 手 当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 ・小児科、産婦人科、麻酔科に勤務する者100,000円以内の額	異	医師への加算	千円 977,712	円 3,542,436
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 204,314	円 395,191
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 8,823	円 166,472
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 183,995	円 180,387

(g) 特別職の報酬等の状況 (平成24年 4月 1日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	730,400円 (830,000円)
期末手当	(平成23年度支給割合) 2.95月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円×在職月数×0.3 (任期毎)

注 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例 (平成18年愛媛県条例第6号) に基づき12%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

平成23年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間は、午後零時から午後1時まで) となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成23年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	10.9	7.7	8.5	8.4	8.3	10.5	6.9

## (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

## ウ 休業の状況

## (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成23年度における育児休業者数は、661人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	66	136	1	1	425	32	661

## (イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成23年度における部分休業者数は、14人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	10	3	1	14

## (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成23年度における育児短時間勤務者数は、87人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
育児短時間勤務者数	16	66	5	87

## (エ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間で限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成23年度における修学部分休業者数は、0人です。

## (オ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成23年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

## (カ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間(国際貢献活動は3年間)を限度に休業することが認められる制度です。平成23年度における自己啓発等休業者数は2人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発休業者数	2	2

## (キ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成23年度における休業者数は、0人です。

## (4) 分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務効率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成23年度における分限処分数は、310件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	2	0	0	0	2
休 職	98	22	132	56	308
合 計	100	22	132	56	310

## イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成23年度における懲戒処分数は、20件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	1	0	0	1
停 職	0	0	2	2	4
減 給	2	0	5	3	10
戒 告	4	0	1	0	5
合 計	6	1	8	5	20

## (5) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成23年度において、以下の措置を講じました。

## ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
交通法規の遵守の徹底について	自動車運転免許証の更新手続きを失念したまま長期にわたり公用車等の運転を行っていたという事実が判明したことを踏まえ、公務で公用車等を運転する職員に対して、管理監督者による自動車運転免許証の有効期限確認等について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

- (ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

## イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィーク前の時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について	教職員の夏季における心身の健康の維持及び増進並びに家庭生活の充実を図るため、夏季休暇及び年次有給休暇の計画的取得に努めるよう周知しました。また、日頃から教職員のコミュニケーションを通じて、教職員が休暇を取りやすい雰囲気づくりに取り組むよう通知しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について周知徹底を図りました。
交通法規の遵守の徹底について	知事部局職員において自動車運転免許証の更新手続きを失念したまま長期にわたり公用車等の運転を行っていたという事実が判明したことを踏まえ、公務で公用車等を運転する職員に対して、管理監督者による自動車運転免許証の有効期限確認等について周知徹底を図りました。
教職員の懲戒処分の指針の策定について	処分の透明性及び公平性を確保するとともに、非遵行為に対する責任を明確化して教職員に周知することにより、服務規律の維持と不祥事の未然防止の徹底を図りました。

## ウ 警察本部長

- (ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
職員に対する生活指導推進月間（5月）の実施について	非遵事案防止のため、部下職員に対する適切な生活指導を指示しました。
職員家族に対する連絡と信頼の構築の実施について	職員による非遵事案の未然防止及び問題兆候の早期発見・解決を実効あるものとするため、職員家族に対する書簡の送付を指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止について	非遵事案防止、生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止の徹底を図りました。
的確な身上把握・指導の徹底について	身上把握の重要性を部下職員に理解させるとともに、幹部自らの確かな身上把握・指導を徹底するように指示しました。
若年警察職員に対する非遵事案防止対策の徹底について	若年警察官による痴漢事案の発生を受けて、若年警察職員に対する非遵事案防止対策の徹底を指示しました。
業務上の非遵事案防止のための諸対策について	警視庁における捜査情報の漏えい事案を受けて、捜査管理の徹底、適正な退職者との関係について指示しました。
厳正な規律の確保について	警察官による住居侵入等事案を受けて、職務倫理教養の充実、身上把握・指導の強化、飲酒に関する指導の徹底について指示しました。
年末年始における規律の保持と各種非遵事案の防止について	業務管理の徹底、身上把握・生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止について、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。
職員に対する生活指導推進月間（1月）の実施について	非遵事案防止のため、部下職員に対する適切な身上把握・生活指導の実施を指示しました。
株式等の取引に関する留意事項について	他省庁幹部職員によるインサイダー取引事案を受けて、株式等の取引に関する留意事項について指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止について	人事異動期における非遵事案防止対策として、重点実践事項及び一般的実践事項を列挙し、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。

- (イ) 各所属において、セクシュアル・ハラスメント防止をテーマとした小集団検討会等を開催し、全職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止意識の醸成を図るとともに、セクハラ・パワハラ防止対策教養を実施しました。

## (6) 研修及び勤務成績の評定の状況

## ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成23年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

## (ア) 知事

## a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・課長補佐・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	10コース 参加者 1,019人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から課長補佐昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	25コース 参加者 839人
専 門 研 修	新規採用職員・職場研修・接遇などについて、職場内での指導に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 109人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	8コース 参加者 206人

## b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(6人)や自治大学校(2人)、民間企業等(4人)へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構(1人)や財団法人自治体国際化協会(2人)に職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

## c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(1グループ)の育成を行いました。

## (イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(4人)や海外の学会(19人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(18コース、815人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会が主催する研修を受講させました。(14人)

## (ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、全国人事委員会連合会等が実施する研修を受講させました。(3人)

## (エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。(4人)

## (オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。(12人)

## (カ) 教育委員会

## a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 297人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 231人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 24コース 参加者 4,767人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 1,665人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 72コース 参加者 5,908人
		〔県立学校教職員〕 41コース 参加者 3,159人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 71人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 25人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 22人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 8人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 イギリス・アメリカ 25人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 1人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成23年度は、採用時教養（7期202人）、昇任時教養（2期19人）、専科等（45期570人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（207人）、警察大学校（95人）及び法科学研修所（8人）で警察教養を行いました。

## イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成22年12月1日から平成23年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

## b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成22年11月1日から平成23年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

## c 教育委員会（県立学校教職員）

平成22年11月1日から平成23年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

## d 警察本部長

平成22年12月1日から平成23年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、二次評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行います。調整結果は、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認者は、評定が不相当であると認められたときは、調整者に評定結果を再調整させます。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

## (イ) 特別人事考課

## a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

## b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

## c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

## (7) 福祉及び利益の保護の状況

## ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

## (ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成23年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

## a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診等を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。

教育委員会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警察本部長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます(以下同じ。)

各種健康診断の実施状況(平成23年度)

(知事等)

区 分		受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	5,377人	一次検査 受診率 99.3%
	特別定期健康診断	1,674人	放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
その他検診		704人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診(一次、二次)、農薬使用職員検診
がん検診等	が ん 検 診	9,328人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,825人	人間ドック、超音波検診

(教育委員会)

県立学校

区 分		受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,978人	一次検査 受診率 99.9%
その他検診		834人	VDT作業従事者検診(一次、二次)、腹部超音波検診、農薬使用業務従事者検診
がん検診等	が ん 検 診	6,506人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	571人	(特)人間ドック、人間ドック

事務局

区 分		受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	309人	一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	2人	有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
その他検診		151人	VDT作業従事者検診(一次、二次)、腹部超音波検診
がん検診等	が ん 検 診	705人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	78人	(特)人間ドック、人間ドック

(警察本部長)

区 分		受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,756人	一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	585人	有機溶剤使用職員検診、アクアリング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛検診
その他検診		56人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
がん検診等	が ん 検 診	3,219人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	830人	人間ドック、超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知事等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教育委員会	精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による退職者の復職支援を実施しました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。

警 察 本 部 長	共済組合と共同で生活相談カウンセラーによる相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を行いました。
-----------	---

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、にぎたつウェルネス合宿、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	10
	衛生委員会	13
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	68
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成23年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	ライフプランの支援事業を行いました。また、互助会において、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が行われました。

共済組合福祉事業

平成23年度実績

区 分	利用者数	
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 5,998人 被扶養者数 7,732人	健 診 事 業	11,418人
	健 康 づ くり 事 業	9,076人
	愛 媛 診 療 所	3,846人
	貸 付 累 計 件 数	1,287件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 13,405人 被扶養者数 13,185人	健 診 事 業	4,020人
	健 康 づ くり 事 業	907人
	そ の 他 事 業	13,470人
	に ぎ た つ 会 館	93,939人
	貸 付 累 計 件 数	3,564件

警察本部長	健 診 事 業	3,707人
【警察共済組合】	健 康 づ くり 事 業	2,188人
組合員数 2,834人	そ の 他 事 業	79人
被扶養者数 3,941人	貸 付 累 計 件 数	1,148件

互助会事業実績

平成23年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 5,903人 会 員 掛 金 134,144千円	人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	105,021
教育委員会 会 員 数 12,810人 会 員 掛 金 377,037千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成の実施等	29,425
警察本部長 会 員 数 3,011人 会 員 掛 金 34,794千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	97,444

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成23年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,426,797	2,982,927	902,724
直 営 保 健 給 付	11,722	43,766	0
休 業 給 付	214,803	474,028	53,895
災 害 給 付	0	1,642	0
附 加 給 付	26,663	83,900	26,923
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	20,583	65,889	14,570
計	1,700,568	3,652,152	998,112

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	41,170
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	285,544
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	15,488

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	252	430	1,085

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成23年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、132件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	8	17	14	88	127
通勤災害	3	0	0	2	5
合計	11	17	14	90	132

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成23年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成23年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

### (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めている。

### ア 採用候補者試験の実施状況

平成23年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりである。

#### (ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成23年4月1日現在）	受付期間	試験実施年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	23.5.16 ～ 23.6.3	〔第1次〕 23.6.26 〔第2次〕 23.7.25 ～ 23.8.3
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成24年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成23年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成23年10月1日の採用に応じられる者	23.4.4 ～	〔第1次〕 23.5.8 〔第2次〕 23.6.17 ～ 23.6.23
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成24年3月末日までに卒業見込みの者	23.4.19	
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成23年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成23年10月1日の採用に応じられる者		

愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上21歳未満の者（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	短大卒程度	年齢19（20）歳以上29歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	23.8.17 ～ 23.9.5	〔第1次〕 23.9.25 〔第2次〕 23.10.25 23.10.27
少年補導職員採用候補者試験		年齢21歳以上35歳未満の者で、次のいずれかに該当する者 ・教員免許を有する者又は取得する見込みの者 ・大学で心理学を修学した者又は修学見込みの者		
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の男子（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	23.8.24 ～ 23.9.12	〔第1次〕 23.10.16 〔第2次〕 23.11.11 ～ 23.11.15
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の女子（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	48	685	484	99	91	51	9.5倍
行政事務（情報）	2	18	14	4	2	1	14.0倍
学校事務	17	171	133	35	31	17	7.8倍
警察事務	7	84	67	21	20	11	6.1倍
総合土木	12	65	45	25	20	12	3.8倍
建築	5	23	17	10	8	5	3.4倍
農業	1	18	14	3	3	1	14.0倍
林業	3	16	12	6	6	3	4.0倍
水産	1	11	10	4	4	1	10.0倍
化学	4	52	39	8	8	4	9.8倍
薬剤師	9	34	30	19	18	9	3.3倍
児童指導員	1	11	11	3	3	1	11.0倍
鑑識（化学）	1	10	8	4	4	2	4.0倍
合計	111	1,198	884	241	218	118	7.5倍

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（大学卒）	67	560	485	226	184	107	4.5倍
警察官（男性）（大学卒特別募集）	22	119	116	68	58	34	3.4倍
合計	89	679	601	294	242	141	4.3倍

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（大学卒）	11	154	127	36	22	16	7.9倍
警察官（女性）（大学卒特別募集）	4	17	17	9	9	6	2.8倍
合計	15	171	144	45	31	22	6.5倍

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	11	79	74	23	22	11	6.7倍
警察事務	3	30	27	10	9	5	5.4倍
合計	14	109	101	33	31	16	6.3倍

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率	
短大卒程度	臨床検査技師	7	18	13	11	10	7	1.9倍
	診療放射線技士	2	13	12	4	4	2	6.0倍
合計	9	31	25	15	14	9	2.8倍	

f 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
少年補導職員	1	27	22	3	3	2	11.0倍

g 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）	38	437	348	128	110	60	5.8倍

h 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）	5	89	65	17	15	8	8.1倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められている。

平成23年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	8		2		10
	2	主事・技師			1		1
	3	係長	56	3	44	17	120
	4	専門員			11	1	12
	5	課長補佐			1	1	2
	6	本庁課長	2		10		12
	7	参事					0
	8	本庁局長					0
	9	本庁部長	1				1
	1	巡査				5	5
	2	主任				3	3
	3	係長					0
	4	係長				5	5

公 安 職	5	課 長 補 佐				8	8
	6	本 部 課 次 長				2	2
	7	本 部 課 長				6	6
	8	部 長				2	2
	9	部 長					0
研 究 職	1	研 究 員	1				1
	2	主 任 研 究 員					0
	3	主 任 研 究 員			5		5
	4	主 席 研 究 員			4		4
	5	機 関 の 長			1		1
医 療 職 (一)	1	技 師	2	20			22
	2	係 長 ・ 医 長		15			15
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		4			4
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		6			6
	5	医 監					0
医 療 職 (二)	1	技 師		2			2
	2	技 師	7	1			8
	3	主 任					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員	1				1
	6	地 方 機 関 の 課 長					0
	7	薬 剤 部 長					0
医 療 職 (三)	1	技 師					0
	2	技 師	8	96			104
	3	主 任					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	副 看 護 部 長					0
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職							0
合 計			86	147	79	50	362

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								0
	4	専 門 員								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 庁 課 長	4				3			7
	7	参 事	50	1	1		3	1		56
	8	本 庁 局 長	21	1	1					23
	9	本 庁 部 長	4	2		1	1			8
	2	主 任								0
	3	係 長								0
	4	係 長								0

公 安 職	5	課 長 補 佐							0	
	6	本 部 課 次 長							0	
	7	本 部 課 長						9	9	
	8	部 長						7	7	
	9	部 長						8	8	
研 究 職	2	主 任 研 究 員							0	
	3	主 任 研 究 員							0	
	4	主 席 研 究 員							0	
	5	機 関 の 長							0	
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長							0	
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長							0	
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長							0	
	5	医 監	1	17					18	
医 療 職(二)	4	係 長							0	
	5	専 門 員							0	
	6	地 方 機 関 の 課 長							0	
	7	薬 剤 部 長	6	1					7	
医 療 職(三)	4	主 任							0	
	5	専 門 員							0	
	6	副 看 護 部 長							0	
	7	看 護 部 長	1	1					2	
合 計			87	23	2	1	0	7	25	145

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階級	昇任者数
警 視	8
警 部	0
警 部 補	12
巡 査 部 長	6
合 計	26

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	平成23年11月2日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均1,157円(0.29%)上回っている。

民間給与 (A)	392,608円
県職員給与 (B)	393,765円
較 差 (A - B)	1,157円 ( 0.29% )

県職員給与 (B) の欄は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、同条例による減額措置後の県職員の給与 (393,304円) と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均696円 (0.18%) 上回っている。

#### b 特別給 (期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は3.97月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合 (3.95月分) が民間における年間支給割合を0.02月分下回っている。

#### (イ) 県職員の給与

##### a 給与の改定

###### 給料表の改定

人事院勧告の内容 (50歳台を中心に40歳台以上を引下げ、医療職(一)等を除く。) を基礎として改定 (平均改定率 0.3%)

給与構造改革における経過措置額についても、給料表の改定を踏まえて引下げ

###### 期末・勤勉手当

民間の特別給 (ボーナス) の支給割合とおおむね均衡していることから、改定しない。

##### b 改定後の平均給与月額 (行政職)

改定額	改定率	内 訳	
1,219円	0.31%	給 料	1,218円 ( 0.31% )
		そ の 他	1円 ( 0.00% )

#### (参考) 行政職平均給与

	現 行	改 定 後	増 減
平均給与月額	393,765円	392,546円	1,219円 ( 0.31% )
平均年間給与額	6,338,000円	6,318,000円	20,000円 ( 0.32% )

行政職平均年齢 44.5歳

##### c 改定の実施時期等

###### 改定の実施時期

条例の公布日の翌月から実施

平成23年12月に支給される期末手当の特例

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に調整率 (0.38%) を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数に乗じて得た額と、6月期の特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整 (給料月額又は給与構造改革の経過措置額が引下げとなる職員に限る。)

調整率とは、行政職の職員全体の較差の合計額を月例給が引下げとなる職員の給与月額の合計額で除して得た率

##### d 給与制度の改定等

###### 勤務実績の給与への反映

今後も国や他の都道府県の取組状況等を注視しつつ、信頼性の高い適切な運用の確保に努めるとともに、更なる取組について検討を進めることが必要

###### 給与構造改革における経過措置額の廃止等

- 給与構造改革における経過措置額について人事院勧告の内容に準じて廃止。平成24年度は経過措置額として支給されている給料の2分の1を減額 (減額の上限1万円) して支給し、平成25年4月1日に廃止
- 人事院勧告においては、廃止に伴って生ずる制度改正原資をもとに必要な措置を講ずるとしたところであり、本県においても、職員給与の実情を総合的に勘案し、適切な措置を検討する必要

## e 今後の取組

高齢層職員における昇格、昇給制度の見直し及び官民給与の比較方法等についての見直しについて、国における検討状況に留意しつつ検討を進める必要

## (ウ) 公務運営に関する課題

## a 超過勤務時間の縮減等

職員全員がコスト意識を持ち、仕事の進め方等を再点検しながら、計画的・効率的な業務遂行を心掛け、特に管理職員は、超過勤務命令の必要性についての的確な判断と事前命令・事後確認の徹底、不断の職場の業務見直しと効率性の向上を図る体制づくりを進めていく必要

## b 職員の健康管理

精神疾患による長期休業者数が増加傾向にあり、予防から復職後の支援の過程における取組が更に円滑に運用されるよう、今後とも十分に配慮していく必要

東日本大震災による心身への影響は、派遣職員にとどまらず全ての職員に及んでいると考えられるため、健康管理に一層配慮していく必要

## c 人材の確保・育成

公務の魅力を広く情報発信する採用説明会の開催等を通じた積極的な広報活動の展開や受験資格年齢の上限引上げなどにより、受験者数の拡大を図るとともに、県民の負託に応えることができる多様な有為な人材を確保する方策について、幅広く検討する必要

## d 仕事と生活の両立支援の推進

人事院では、1か月以下の育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じない措置を講ずることとしており、本県においても、両立支援の一層の推進の観点から、国に準拠して改正する必要

## e 高齢期の雇用問題

人事院では、公的年金の支給開始年齢の引上げを踏まえ、公務能率を確保しながら職員の能力を十分に活用していく観点から、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見を申出

定年の引上げに関しては、本県職員を含む地方公務員についても、国家公務員の制度を参考に改正がなされるものと考えられるため、今後、国家公務員法等関係法令の改正動向を注視する必要

さらに、定年の引上げは、高齢期職員の本格的な活用を図ることにとどまらず、採用から退職に至る人事管理全体に影響を及ぼすものであることから、各任命権者が協力しながら、本委員会も含め県全体で総合的に取り組む必要

## f 公務員制度改革

公務員制度改革の動向は、現行の公務員制度を根本的に変更するものであり、公務員だけでなく国民や県民にとっても非常に大きな影響を及ぼす重要な問題であると考えられることから、本県においても、国の動向を注視していく必要

**(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況**

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされている。

平成23年度中の要求件数、終結件数及び平成24年度への繰越件数はいずれもない。

**(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況**

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができるとされている。

平成23年度中の申立件数、終結件数及び平成24年度への繰越件数はいずれもない。

**(5) 苦情の処理の状況**

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっている。

平成23年度中の処理件数は1件である。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成24年7月3日から平成24年9月2日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成24年9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
B 1	B 3	C 4			

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

金属熱処理（一般熱処理作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号
C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11
A 甲 12	B 1	C 2			

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	B 2	C 1	C 2	C 3
C 4	C 5	C 6			

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	B 1	C 1

## 機械加工（フライス盤作業）

## 1 級

受 検 番 号
B 1

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

## 機械加工（数値制御フライス盤作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	B 1	C 1

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 11

## 機械加工（平面研削盤作業）

## 1 級

受 検 番 号
B 1

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

## 1 級

受 検 番 号
A 甲 3

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5

## 放電加工（数値制御形彫り放電加工作業）

2級

受 検 番 号
B      2

## 金属プレス加工（金属プレス作業）

2級

受 検 番 号
A 甲    2

## 鉄工（製缶作業）

1級

受 検 番 号
C      4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    5

## 鉄工（構造物鉄工作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    2	A 甲    4

## 建築板金（内外装板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    2	A 甲    3	A 甲    4	A 甲    5	A 甲    6
A 甲    7					

## 建築板金（ダクト板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
B      1	C      2

2級

受 検 番 号
A 甲    1

## 仕上げ（治工具仕上げ作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 4	C 2	C 4	C 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	B 7	C 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	B 3	B 5	B 7

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2	C 4

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 B 2	A 甲 3 B 3	A 甲 4 B 6	A 甲 5 C 1	A 甲 7	A 甲 8

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3 B 2	A甲 9 B 4	A甲 10 B 5	A甲 12 C 1	A甲 13 C 2	B 1

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

1 級

受 検 番 号
A甲 1

家具製作（家具手加工作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
C 1

プラスチック成形（射出成形作業）

1 級

受 検 番 号
A甲 2

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 C 6 C 13	A甲 4 C 7 C 14	C 1 C 8	C 2 C 9	C 3 C 11	C 4 C 12

陶磁器製造（手ろくろ成形作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

石材施工（石張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

石材施工（石積み作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

とび（とび作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8
B 1	B 2	B 3			

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	B 1	C 2
C 4	C 5	C 6	C 7	C 8	

防水施工（シーリング防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2

2級

受 検 番 号
A甲 1

防水施工（FRP防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1	C 2

2級

受 検 番 号
C 1

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号
C 1

内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 8
A甲 9	B 1	C 1	C 2		

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 4	A甲 6

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	B 2	C 1

## サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
B 1	B 2	C 1	C 2	C 3

## 2級

受検番号
A甲 1

## 表装（壁装作業）

## 1級

受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 5

## 塗装（建築塗装作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9
A甲 10	A甲 11	A甲 13	A甲 16	A甲 17	A甲 19
A甲 23	C 1	C 3	C 4	C 6	C 8
C 9	C 12	C 14	C 17	D 19	

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	B 1	B 2	B 3	C 1	C 2
C 3					

## 塗装（金属塗装作業）

## 1級

受検番号	受検番号
C 1	C 2

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4

## フラワー装飾（フラワー装飾作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9	A 甲 2 A 甲 12	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2